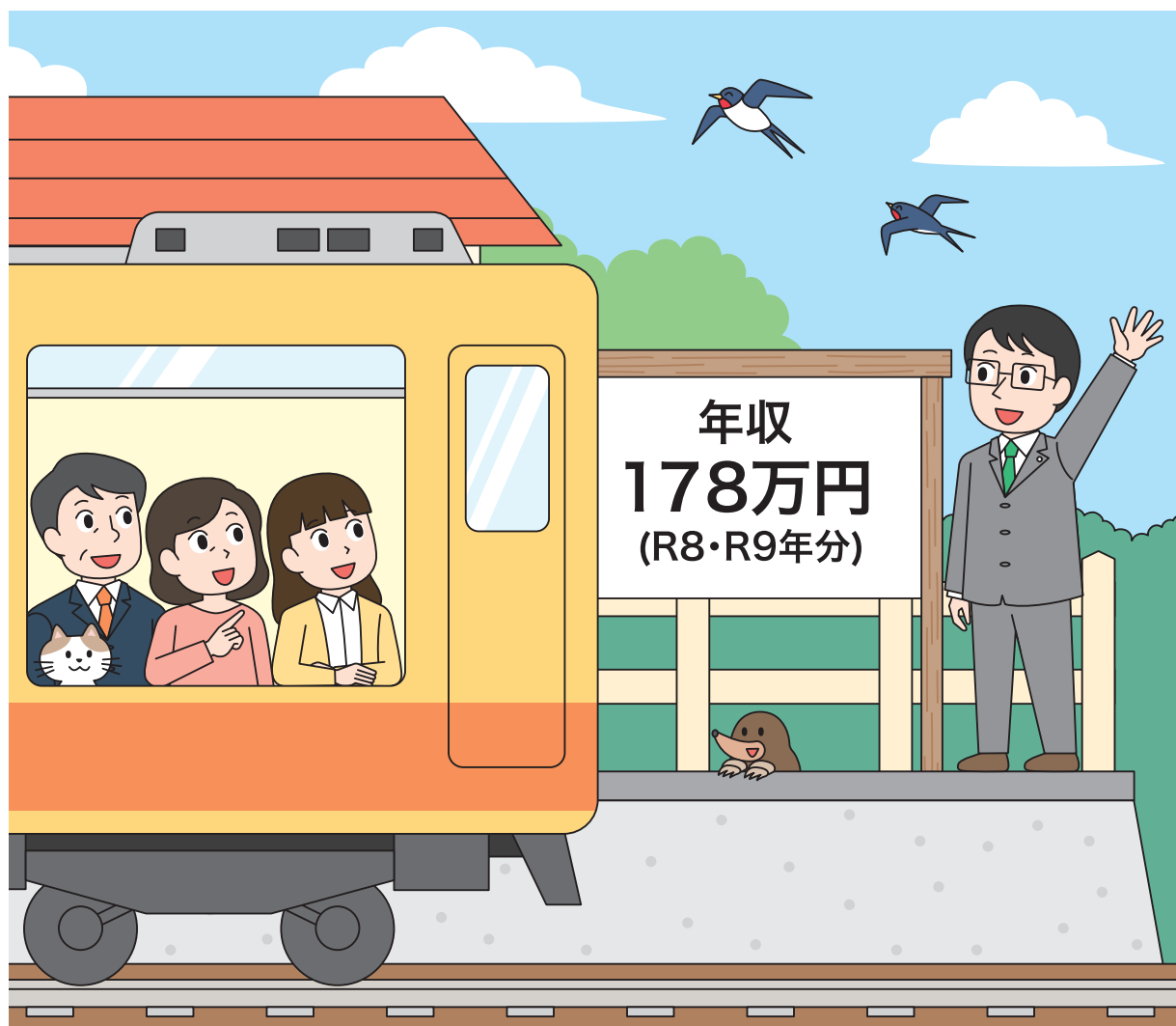


事務所通信

令和8年度改正所得税法特集号(年末調整準備編)

10分で
サクッと
チェック!

令和8年分年末調整の きほんとポイント



*「年収」とは、給与所得者の年間給与収入をいいます。
*本特集号は、令和8年7月1日現在の情報に基づいています。



サクッと振り返り！ 令和8年度税制改正のポイント

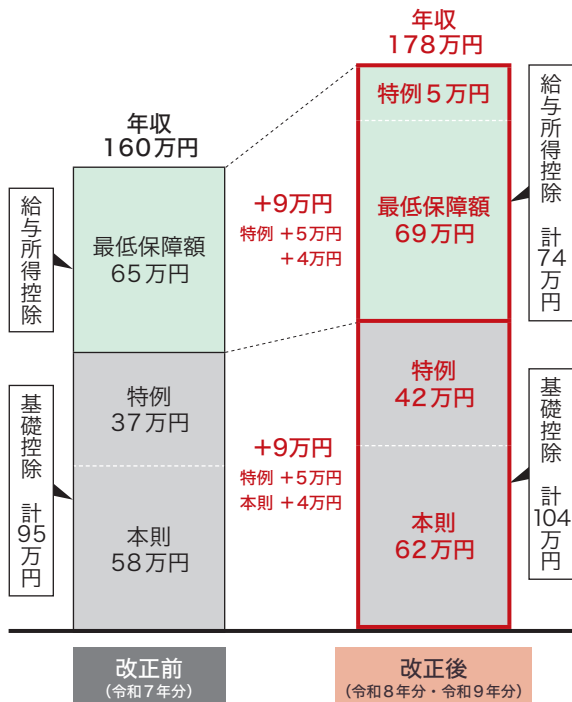
令和8年度税制改正では、「働き控えの解消」と「手取りアップ」の観点から、令和7年分に引き続き、所得税の基礎控除額と給与所得控除の最低保障額が見直されました。その結果、基礎控除額は「95万円→104万円」、給与所得控除の最低保障額は「65万円→74万円」に引き上げ。所得税がかからない範囲は「年収※160万円まで」から「年収178万円まで」に拡大しました(右)。

これらの改正内容は、原則として令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税に適用されますが、令和8年分については年末調整で対応することとされています。

政府の試算によれば、今回の改正により、給与収入がある納税者の約8割が所得税減税の恩恵を受けるとされています。これは言い換えると、年末調整によって所得税が還付される人が昨年よりも増えると想定されるということ。所得税にまつわる年収ラインが大幅に見直された昨年同様、年末調整の対応が煩雑になると予想されるため、早めの準備が求められます。

※給与所得者の年間給与収入をいいます。

■所得税がかからないライン

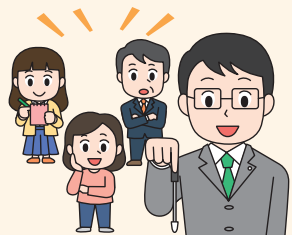


tweet&tips



「年収」「所得」「合計所得金額」とは

年末調整の実務においては、「年収」「所得」「合計所得金額」の用語の理解が重要になります。これらは混同しやすいので、はじめにしっかりおさえておきましょう。



年収

1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる給与等の総支給額のことです。社会保険料や税金等が引かれる前の金額を指します。いわゆる「額面」です。年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄で確認できます。

所得

税法上、収入から必要経費を差し引いた「もうけ」を「所得」といいます。給与収入がある人の場合、年収に応じて定められている「給与所得控除」が必要経費として認められており、年収から給与所得控除額を引いた後の金額が「給与所得」となります。

合計所得金額

所得の種類は「給与所得」をはじめ、10種類あります。各所得を合算したものが「合計所得金額」です。その年の収入が給与所得のみの場合は、合計所得金額と給与所得は同額となります。「基礎控除」の額や、「配偶者(特別)控除」「扶養控除」「特定親族特別控除」など、各所得控除の適用要件と控除額を判定する際に用います。

II

おさらい！ 年末調整のしくみ



サクッと確認！ 年末調整とは？

「年末調整」とは、給与や賞与から天引き（源泉徴収）された所得税（源泉所得税額）の1年間の合計額と、1年間の給与等の総額に基づいて計算された税額（本来納めるべき年税額）との過不足を、1年間の給与等の総額が確定する年末に精算する手続きのことです。本来納めるべき年税額を計算した結果、源泉所得税額の合計額の方が多かった場合は還付され、不足していた場合は追加徴収されます。源泉所得税額の合計額と本来納めるべき年税額とは、次のような理由から、通常、一致しません。

（1）給与額が変動するため

源泉徴収の基準となる「源泉徴収税額表」は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作成されていますが、実際には年の途中で給与の額が変動することがあります。

（2）扶養親族などの異動があるため

年途中で結婚や就職などにより控除対象の扶養親族の数が変わること（異動）があっても、その異動後の給与等の支払分から修正するだけで、過去に遡って源泉徴収税額を修正するわけではありません。一般に、扶養親族の人数が多ければ所得税負担は小さくなります。

（3）年末調整の際に控除するものがあるため

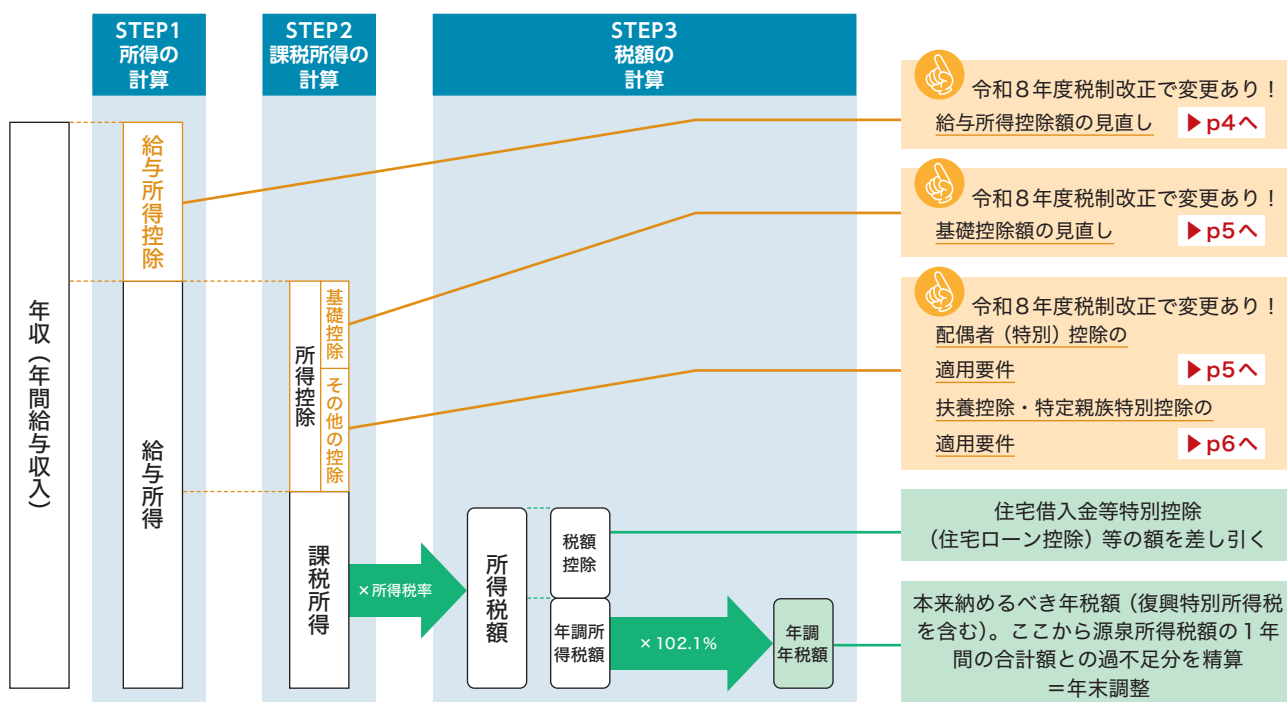
生命保険料や地震保険料の控除などは、毎月の給与計算の時ではなく、年末調整の際にまとめて控除する仕組みとなっています。

会社が年末調整を正しく行うことで、給与以外の所得がない多くの会社員は所得税の納税が完了し、確定申告を行う手間が省かれます。年末調整は、原則として、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（扶養控除等（異動）申告書）を提出している人が対象^{*}となり、下図のような流れで計算します。

！ 令和8年度税制改正の内容は、所得・課税所得の計算に影響する改正のため、注意が必要です！

^{*}給与の収入金額が2,000万円を超える人などの一定の人は年末調整の対象となりません。

■ 年末調整の流れ



III

先取りチェック！ 令和8年分年末調整



控除額の判定区分等が変わっています！

基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書（基・配・特・所）

年末調整において、特に重要な書類が「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」「所得金額調整控除申告書」（兼用様式／右）です。

令和8年度税制改正に伴い、一定の控除について、控除額の判定区分等が見直されています。「去年と全く同じ」のものが提出された場合、年末調整が正確に行えず、年末調整のやり直しが必要になることも考えられますので注意しましょう。

年末調整事務に影響が生じる部分について、税制改正の内容とともに従業員の皆さんと一緒に確認しておきましょう。

STEP1 所得の計算 p3

Check 1

給与所得の計算：「給与所得控除」の額

給与所得＝年収（年間給与収入）の見込額－給与所得控除額

チェックすべきはこんな人！

☑ 給与収入を得ているすべての人



はじめに、「給与所得」を計算します。給与所得は、年収（年間給与収入）の見込額から、会社員（給与所得者）にとっての「必要経費」にあたる「給与所得控除」の額（給与の収入に応じて定められています）を差し引いて算出します。

令和8年分以後の所得税から、給与等の収入金額が「220万円以下」の人の給与所得控除額が見直されています（左）。

なお、令和8年分・9年分の給与等の収入金額が「69万1,000円以上220万円未満」の場合の人の給与所得の金額は、左の表にかかわらず、下表の金額とすることとされました。

■ 給与所得控除の額

給与等の収入金額	改正前	令和8年分 令和9年分
190万円以下	65万円	74万円
190万円超 220万円以下	収入金額×30% +8万円	
220万円超 360万円以下	収入金額×30% +8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10% +110万円	
850万円超	195万円(上限)	

■ 給与等の収入金額が「69万1,000円以上220万円未満」の場合の給与所得の金額

69万1,000円以上 74万1,000円未満	74万1,000円以上 219万1,000円未満	219万1,000円以上 219万3,000円未満	219万3,000円以上 219万6,000円未満	219万6,000円以上 220万円未満
なし	その収入金額 -74万円	145万1,000円	145万3,000円	145万6,000円

出典：国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」（令和8年4月）

Check 2 課税所得の計算：所得控除の適用／「基礎控除」の額

課税所得＝給与所得－基礎控除額

チェックすべきはこんな人！

☒ 給与収入を得ているすべての人


次に、「給与所得」から基礎控除をはじめとした所得控除を差し引き、所得税課税のベースとなる課税所得を求めます。

所得控除のうち、令和8年度税制改正により大きく変更されたのが基礎控除の額です。合計所得金額2,350万円以下の人の控除額が、所得金額に応じて引き上げられています。特に、引き上げ幅が大きいのが合計所得金額489万円以下の人＝年収665万円相当以下の人です（左）。

給与所得から控除される金額が多くなればなるほど、課税所得は小さくなります。課税所得の額が少なくなれば、その分減税となるケースが多くなります。令和8年度税制改正の内容が、「給与収入がある納税者の8割に減税効果」「手取りアップ」といわれる理由はここにあります。

■基礎控除の額

合計所得金額	改正前	令和8年分 令和9年分
132万円以下	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	67万円
655万円超 2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	－	

Check 3 課税所得の計算：所得控除の適用／「その他の控除」の額

課税所得＝給与所得－基礎控除額－各所得控除額

(1) 配偶者（特別）控除

チェックすべきはこんな人！

- ☒ 自身の合計所得金額が1,000万円以下である
- ☒ 給与収入を得ている配偶者がいる
- ☒ その配偶者の合計所得金額が133万円以下*である
※給与所得だけの場合、給与収入207万円以下



給与収入を得ている配偶者がいる従業員の場合、配偶者（特別）控除の適用対象であるか確認しましょう。

給与所得控除の最低保障額・基礎控除額の見直しに伴い、配偶者控除等の合計所得金額等の要件が引き上げられました。これにより、各控除の適用を受ける場合の目安となる年収ラインも引き上がっていますので、注意しましょう（下）。

	配偶者の合計所得金額	【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額	給与所得者（控除を受ける従業員本人）の 合計所得金額と控除額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)		
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
配偶者控除	62万円以下	136万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	62万円超 95万円以下	136万円超 169万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	169万円超 174万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	174万円超 179万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	179万円超 184万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	184万円超 189万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	189万円超 194万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	194万円超 199万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	199万円超 204万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	204万円超 207万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	207万円超	－	－	－

仮に、給与収入を得ている配偶者が令和7年分と同じ額の給与収入を得ていたとしても、**Check 1**：給与所得控除の最低保障額の見直しがあった関係で、去年と同じ控除額が適用になるとは限りません。配偶者の見込年収額・その合計所得金額に応じた控除額を確認しましょう。

(2) 扶養控除・特定親族特別控除

💡 チェックすべきはこんな人！



- ☒ 16歳以上（平成23年1月1日以前生）の子等がいる
- ☒ 19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の子等がいる
- ☒ その子等がアルバイトをしている
- ☒ その子等の合計所得金額が62万円以下または123万円以下※である

※給与所得だけの場合、給与収入136万円以下または197万円以下

生計を一にする高校生年代（16歳以上）の子等がいる従業員の場合、その子等の合計所得金額が62万円以下（給与収入136万円以下）であれば、その親等は「扶養控除」の適用が受けられます。

生計を一にする大学生年代（19歳以上23歳未満）の子等がいる従業員の場合、その子等の合計所得金額に応じて、「扶養控除」または「特定親族特別控除」の適用が受けられます。

配偶者（特別）控除と同様に、**扶養控除・特定親族特別控除の適用を受ける際の目安となる子等の**

年収ラインも引き上がっています（下）。子等の見込年収額・その合計所得金額に応じた控除額を確認しましょう。なお、扶養控除と、特定親族特別控除とは重ねて適用することはできません。

所得控除の種類		子等の合計所得金額	【参考】 子等の収入が 給与所得だけの場合の 子等の給与等の収入金額	親等の控除額
扶養控除	16歳以上の子等	62万円以下	136万円以下	38万円
	19歳以上23歳未満の子等	62万円以下	136万円以下	63万円
特定親族特別控除 (19歳以上23歳未満の子等)		62万円超 85万円以下	136万円超 159万円以下	63万円
		85万円超 90万円以下	159万円超 164万円以下	61万円
		90万円超 95万円以下	164万円超 169万円以下	51万円
		95万円超 100万円以下	169万円超 174万円以下	41万円
		100万円超 105万円以下	174万円超 179万円以下	31万円
		105万円超 110万円以下	179万円超 184万円以下	21万円
		110万円超 115万円以下	184万円超 189万円以下	11万円
		115万円超 120万円以下	189万円超 194万円以下	6万円
		120万円超 123万円以下	194万円超 197万円以下	3万円
		123万円超	197万円超	－

(3) その他

家族構成や生命保険加入の有無等に応じて、次のような所得控除が受けられます。

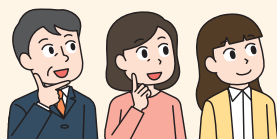
生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、ひとり親控除 など

保険料等を支払っている場合、年末調整時には、保険料控除証明書等の書類が必要です。年末調整の時期に慌てないように、加入している生命保険会社・損害保険会社等が発行する証明書の入手方法を、早めを確認しておきましょう。

tweet&tips



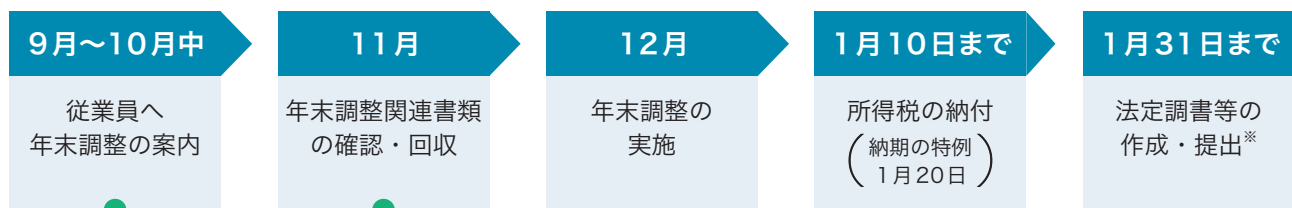
12月の給与支給日が早い会社は要注意！



年末調整は、原則として年内最後の給与等の支給日までに行うこととされています。給与等の支給日が早い会社では、年末調整が終わった後に扶養親族等の異動（結婚・就職等）がある従業員がいることも考えられます。そのような場合は、年末調整のやり直しなどの対応が必要になりますので、留意しましょう。



はやめにチェック！ 年末調整手続き



※令和8年8月に税務署提出用の法定調書の書面様式が変わります。

■年末調整に必要な書類

- ◎証明書類：加入している保険会社等から加入者（従業員）に届く書類
- ◎住宅ローンの残高証明書（2年目以降）
- ◎前職の源泉徴収票（途中で入社した人）など

■年末調整のための申告書

- ◎扶養控除等（異動）申告書
- ◎基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書（基・配・特・所）
- ◎保険料控除申告書
- ◎住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降）

TKCシステムは、今年も制度改正に完全対応！年末調整もラクラク♪

毎年のように変わっていく所得税にまつわる年収ライン。令和8年度税制改正により、今後は物価上昇に連動して2年ごとに所得税の基礎控除額等を見直すこととされました。すべての従業員が制度を理解して年末調整関係書類を作成する必要があります。また、特に給与計算担当者にとっては、書き方の案内や各従業員の記入事項の確認など、業務がより一層複雑に。紙だけで手続きを進めるには限界があります。

TKCシステムなら、制度改正に完全対応。従業員はスマートフォンからもアクセス可能な「TKCまいポータル」※で情報を入力するだけ。所得や各種控除の適用可否をシステムが自動計算・自動判定してくれます。

また、給与計算担当者にとっては、提出された申告書等がそのまま「FXクラウドシリーズ（給与計算機能）」に連携されるため、データの手入力や検算、紙の申告書等の保管は不要に。全従業員の申告書提出状況を一覧で確認でき、催促・差戻しの連絡もすぐにメールで行えます。源泉徴収票もWebで配付できるので、印刷・封入・配付の手間がなくなり、年末調整事務が大幅に省力化されます！

※「TKCまいポータル」は、「FXクラウドシリーズ」のオプションシステムです。



【TKCシステムの対応スケジュール（予定）】

令和8年10月中旬：FXクラウドシリーズ（給与計算機能）[2026年10月版]

令和8年11月上旬：PXシリーズ [2026年11月版]

Note | サクッとアップデート！令和8年版「年収ライン」

p2

p4-5

「給与収入があるすべての人」が意識したい年収ライン



119万円 超

■住民税がかかる

年収が119万円を超えると、住民税がかかります（自治体によっては、119万円以下でも住民税均等割が課税されます／令和9年度分・令和10年度分に適用）。

130万円 以上

■国民年金・国民健康保険への加入義務が生じる 社会保険

年収が130万円以上（基本給・賞与・通勤手当・時間外手当等を含む）になると、会社の規模等にかかわらず、原則として自身で国民年金・国民健康保険への加入義務が発生します（社会保険上の扶養範囲内ではなくなります）。

178万円 超

■所得税がかかる

年収が178万円を超えると、所得税がかかります。

p5

「夫婦」で意識したい年収ライン



136万円 超

■配偶者の所得控除に影響

年収が136万円を超えると、その配偶者（合計所得金額1,000万円以下の場合）は配偶者控除（最高38万円）の適用が受けられなくなります（かわりに、配偶者特別控除の適用が受けられます）。

169万円 超

■配偶者特別控除の控除額が段階的に縮小

年収が169万円を超えると、その配偶者が受けられる配偶者特別控除の控除額が段階的に縮小します。

207万円 超

■配偶者特別控除の適用がなくなる

年収が207万円を超えると、その配偶者は配偶者特別控除の適用が受けられなくなります。

p6

「親子」で意識したい年収ライン



136万円 超

■扶養控除の適用がなくなる

16歳以上の子等または19歳以上23歳未満の子等の年収が136万円を超えると、その親等は扶養控除の適用が受けられなくなります（ただし、19歳以上23歳未満の子等の年収が136万円を超えても、特定親族特別控除の適用が受けられます）。

159万円 超

■特定親族特別控除の控除額が段階的に縮小

19歳以上23歳未満の子等の年収が159万円を超えると、その親等が受けられる特定親族特別控除の控除額が段階的に縮小します。

197万円 超

■特定親族特別控除の適用がなくなる

19歳以上23歳未満の子等の年収が197万円を超えると、その親等は特定親族特別控除の適用が受けられなくなります。

■厚生年金保険・健康保険加入の「年収106万円の壁」は撤廃へ

令和8年10月から、厚生年金保険・健康保険への加入義務に関する賃金要件（いわゆる「年収106万円の壁」）が撤廃される予定です。次の要件をすべて満たしている場合は、収入にかかわらず、厚生年金保険・健康保険への加入義務が発生します。

- 従業員数51人以上の会社に勤務している*
- 週の所定労働時間が20時間以上である
- 2か月を超えて働く予定がある
- 学生ではない（休学中・夜間学生等は除く）

※企業規模要件についても、段階的に縮小・撤廃予定